

前回委員会後に提出された県アセス条例に関する質問事項について

<質問事項>

- ◆ 資料2の1ページ目下から2行目
”一体的に実施される事業”の定義を規定した文書はあるか？
- ◆ 資料2の1ページ目下から1行目
”知事が判定した事業”は、環境影響評価委員会が判断すると考えて良いか？

関連対象事業は、単体ではアセス対象とはならない規模であるものの、基本事業又は法対象事業（親事業）と一体的に実施されることにより、環境影響が大きなものとなるおそれがあるものとして、アセス対象となる事業であり、アセス対象となるかどうかについて知事が個別に判定を行うこととしています。

親事業との複合形態が多様で、事業群の規模と環境影響の大きさの程度が必ずしも比例関係とはならないことから、一律の基準に該当することのみでなく、法のスクリーニングを模した知事による判定手続を設けることにより、アセスを実施すべきかどうかをケースごとに判断することとしています。

1 事業種・事業規模の要件

（根拠条項： 条例第2条第3項第3号イ、規則第4条第1項、規則別表第1）

現状では、基本事業と同一事業種で、基本事業の1/2の規模の要件を定めています。

2 親事業との関連性・一体性の要件

（根拠条項： 条例第2条第3項第3号ロ、規則第4条第3項各号）

区域及び実施時期の近接性と事業者の同一性の観点から要件を定めています。

○ 区域の近接性の要件

当該事業と親事業の実施区域が隣接、進入路・駐車場・事務所等を相互に利用 等

○ 実施時期の近接性の要件

当該事業の工事着手予定時期と親事業の工事着手予定時期とが5年以内

○ 事業者の同一性の要件

当該事業者と親事業の事業者が同一、親会社と子会社 等

3 知事による判定

（根拠条項： 条例第2条第3項第3号ハ）

知事が総合的な観点からアセスの要否を個別に判定します。

千葉県環境影響評価委員会への諮問に関する規定は設けておりません。

